

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 8 月25日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第10号

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「4課」を「3課」に、「外事課」を「外事課」に改める。
「サミット対策課」

第24条の2を次のように改める。

第24条の2 削除

(警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正)

第2条 警察職員の定員の配分に関する規則(昭和35年広島県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区 分	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
警察本部	86	157	475	409	330	1,457	334	1,791
警 察 署	66	176	1,036	1,154	1,280	3,712	186	3,898
計	152	333	1,511	1,563	1,610	5,169	520	5,689

附 則

この公安委員会規則は、平成28年9月1日から施行する。